平成３０年（フ）第１６号
福岡県直方市大字上境1466番地
債務者　吉野　美加
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第１８号
兵庫県明石市松が丘４丁目３番７―301号、前住所神戸市灘区岩屋中町２丁目４番２号
債務者　井上　和彦
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第２４号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番７―204号
債務者　野田　良継
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第４２号
神戸市西区学園西町７丁目１番地　744―201号、前住所神戸市西区学園東町４丁目44番地の４
債務者　松岡　浩美
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第６号
沖縄県国頭郡今帰仁村字天底527番地
債務者　久田　裕太
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成３０年（フ）第１５号
山口県岩国市南岩国町４丁目46番13―102号ルミナーレⅡ
債務者　木村　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第１９０号
愛知県津島市青塚町５丁目13番地　メゾンパールＡ棟205号、従前の住所愛知県津島市唐臼町代官田92番地　シティハイムソフィア205号
債務者　豊田　勝美
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３３８号
名古屋市守山区鳥羽見１丁目13番８号　ユニバーサル守山口101号
債務者　孫　　裕子（旧姓大上野）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１２６号
神戸市北区有野台６丁目20番Ｂ15棟304号
債務者　菅　　貴
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８５号
神戸市北区鈴蘭台東町９丁目13番23―202号
債務者　加賀山　匡
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９８号
神戸市中央区東雲通１丁目４番２号大和ビル302号
債務者　杉浦　貞明
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３号
山形県最上郡最上町大字若宮813番地
債務者　中島千代子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成３０年（フ）第１３５号
神奈川県足柄上郡松田町松田庶子732番地１マロンスクウェア201
債務者　遠藤めぐみ
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１４９号
神奈川県中郡二宮町二宮407番地の10　下浜コーポ103
債務者　小林　秀吾
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第７号
青森市浪館前田３丁目４番16号　メイユールオクタＢ―102
債務者　手塚　美子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
青森県弘前市大字大沢字上村元16番地
債務者　相馬　秀吉
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
青森地方裁判所弘前支部